

広島県告示第四百七十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

法第百四条第二号に掲げる漁業

区 域		区 分
倉橋島区域（倉橋島漁業協同組合の地区）		一 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業のうち、二そういわし船びき網漁業 二 一に掲げる漁業以外の漁業